

重要

令和3年7月9日

保護者各位

学校法人 興南学園
理事長 我喜屋 優
(公 印 省 略)

高等学校等就学支援金の収入状況届出について

「高等学校等就学支援金」(以下「就学支援金」)は、ご家庭の授業料負担軽減を図るための国の支援制度です。収入状況届出では、毎年最新の課税状況を確認し、7月～翌年6月までの1年間の受給を認定することとなります。今回の審査では、保護者等に変更がある場合のみ書類の提出が必要となります。また、これまで所得制限により受給していない方も、令和3年度(令和2年分)の所得が判定基準を満たす場合、受給資格認定申請により7月以降の就学支援金を受給することができます。つきましては、下記内容をご確認の上、対象の生徒は期限内に書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 判定基準と支給額

詳細は、裏面をご確認ください。

2. 支給方法

認定された場合、学校が代理受領した上で、就学支援金基本額分(月額9,900円)が授業料に充当されます。基本額以上の認定がある場合、翌年4月に一括払い戻し予定です。

3. 手続方法

▶ 既に認定を受けている生徒

→ 保護者等に変更がある場合を除き、書類提出不要(手続き不要)

▶ 既に認定を受けている生徒で保護者等に変更(課税地変更含む)がある生徒

→ ①収入状況届出書の提出が必要です。

▶ 新たに認定申請をする生徒

→ ①受給資格認定申請書、②個人番号カード(写)等貼付台紙の提出が必要です。

提出の際は、申請書類を封筒に入れ、厳封の上ご提出ください。

※申請様式は学園HPからダウンロードするか事務局までご請求ください。

4. 申請書類提出期限

令和3年7月30日(金)までに事務局へご提出ください。

以上

高等学校等就学支援金

私立・全日制
(定額授業料の場合)

期限内に手続きに必要な書類の提出がない場合は、支給差止めとなりますのでご注意ください。

所得の判定基準

「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額

(政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算)

興南高校の場合

154,500円未満 → 支給額：330,000円
(年収目安590万円未満 ※) (授業料1万円×3期分)

154,500円以上、
304,200円未満 → 支給額：118,800円
(年収目安910万円未満 ※)

※ 「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、**実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。**

手続方法

◆ これから受給の手続きをする方（前回不認定者含む）
受給資格認定申請書とマイナンバーカードの写し等を学校へ提出してください。

◆ すでに就学支援金の認定を受けている方
A. 保護者等のマイナンバーを提出したことがある場合
県で最新の課税額を取得し判定します。書類提出は不要です。
※ **前回の審査時から保護者等に変更がある場合は、収入状況届出書の提出が必要です。（裏面参照）**

2020年1月1日と2021年1月1日の課税地(お住まいの市町村)が異なる方も届出が必要です。

忘れていませんか？ 届出が必要です

このような状況はありませんか？
支給額が変更となることがあります。

- ✓ 収入の修正申告
- ✓ 税額の更正決定
(税更生の**通知書受領後、2週間以内**に手続きが必要です。)
- ✓ 離婚・死別、養子縁組等

支給額が**増額**の場合は、
届出のあった月の翌月から増額
(提出日が月の初日である場合はその月分から)

支給額が**減額**の場合は、
事実が生じた月の翌月に遡って減額追徴
(事実が生じた日が月の初日である場合はその月分から)

保護者等情報に変更がある場合は、**速やかに必ず学校に連絡**して収入状況届出を提出ください。

該当しませんか？ 手続が必要です。

- ・就学支援金とは別途、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」(**返済不要**)
- ・受給するためには**保護者がお住まいの都道府県への申請**が必要です。
- ・沖縄県にお住まいの方は、学園ホームページ及びClassiにて改めてお知らせ致します。(7月下旬以降、案内予定)